

改善報告書

令和2年7月3日

1. 大学名：羽衣国際大学
2. 認証評価実施年度：平成29年度
3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：3-1

○教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している、教職課程に関する情報公開が不十分であるので、早急に公開するよう改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-1について

本学ホームページにおいて、指摘された後直ちに以下のURLで情報を公開することで改善されている。

[https://www.hagoromo.ac.jp/system/wp-content/uploads/2017/04/2020\\_羽衣国際大学\\_教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報.pdf](https://www.hagoromo.ac.jp/system/wp-content/uploads/2017/04/2020_羽衣国際大学_教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報.pdf)

また、トップページからのアクセス方法は以下のとおりである。

トップページ>大学案内>情報公開>修学上の情報等>教職課程>教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目3-1の資料

3-1-01 本学ホームページ該当箇所の印刷物